

新型コロナウイルスに伴う町内自治会の総会の対応について

町内自治会より、定期総会等の開催の判断等について、問い合わせをいただいておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年は書面議決による総会開催をお願いいたします。

つきましては、町内自治会における総会の書面開催による手順等について、まとめました。ぜひ、各自治会においてご活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

○総会の対応手法

1. 書面議決による開催

書面議決とは、参加者が会場に集まらずに、書面で意思を表示し、議決を行う方法です。

⇒ 書面議決による総会開催を検討されている町内自治会におかれましては、市ホームページをご覧ください。各区分所総務企画課・まちづくりセンターへ個別にご相談ください。

2. 開催

総会を開催する場合は、参加者に対して下記の事項について、注意喚起の上、開催してください。また、参加者名簿や配席図の作成などの対応もお願いいたします。

総会等を開催する場合の注意事項

- ・必要最低限の人数で開催しましょう。
- ・風邪などの症状がある方は参加を控えましょう。
- ・短時間の開催となるよう、みんなで協力しましょう。
- ・参加者はマスクを着用しましょう。
- ・30分に1回は、窓を開けて換気をしましょう。
- ・会議会場内（地域公民館や老人憩の家など）での飲食は控えましょう。
- ・みんなが触れるような物品や場所（スリッパ、ドアノブ、手すり等）はこまめにアルコール消毒液等で拭いて消毒しましょう。

3. 延期

開催の日程を延期し、後日、総会を開催してください。

※総会は、町内自治会会員の総意で自治会の方針を決定するととても重要な会議です。総会の取扱いについても、住民の方の意見も聞きながら決定していただくよう、よろしくお願いいたします。